

(1)物価高騰対策補助金について

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担軽減に向け、施設に対し物価上昇見込分を補助金として交付するものです。

なお、本事業については国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、実施いたします。

2. 対象施設・対象経費・補助基準額等

① 学童クラブ物価高騰対策補助事業

- ・対象施設：民設の学童クラブ
- ・対象経費：学童クラブの運営にかかる経費の物価上昇見込分
- ・補助基準額：1単位あたり 150,000円
- ・事業費：150,000円×13単位＝1,950,000円
※施設数は12か所。萩原学童クラブにおいては第1・第2で実施しているため13単位。

② 保育所等物価高騰対策補助事業

- ・対象施設：私立保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設(子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を除く)
- ・対象経費：給食材料費及び光熱水費の物価上昇見込分
- ・補助基準額：児童1人あたり 7,000円
- ・事業費：7,000円×各施設入所者総数1,235人(19施設)＝8,645,000円

③ 私立幼稚園物価高騰対策補助事業

- ・対象施設：私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園)
- ・対象経費：給食材料費及び光熱水費の物価上昇見込分
- ・補助基準額：児童1人あたり 7,000円
- ・事業費：7,000円×各施設入所者総数161人＝1,127,000円